

# 大阪府食の安全・安心推進条例（仮称）案の骨子

## 1 条例制定の背景と意義など

- 食は人の生命の源であり、食品の安全性の確保は人の健康を保護する上で極めて重要である。人は食に安心感を得ることができて、はじめて心豊かな生活を営むことができる。
- 今、私たちは世界各地から多種多様な食品を輸入し、豊かな食生活を享受しているが、一方では、食品への基準値を超えた農薬の残留、牛海綿状脳症の発生、食品表示の偽装などの問題、また低いまま推移している食料自給率や食べ残されて廃棄される食品の増加などの問題への対応も求められている。
- 大阪は、古くは「天下の台所」、今は「食い倒れの街」と呼ばれ、物流の拠点であるとともに食品の大消費地でもあり、独自の食文化を培ってきた。
- こうした特色を持つ大阪において、府、食品関連事業者、府民がそれぞれの責務や役割を自覚し、食に関わる様々な問題を認識し、共に連携して食の安全と安心の確保に取り組む意義は大きい。
- このような認識の下に、食の安全と安心の確保についての基本的な考え方を明らかにして、総合的で計画的な施策を推進し、もって府民の健康を保護するためにこの条例を制定するものである。

## 2 目的及び定義

### (1) 目的

食の安全・安心を確保するための基本理念を定め、府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにし、また、基本的な取組及び健康への悪影響を未然防止するための方策を定めることにより、府民の健康の保護を図ることを目的とします。

## (2) 定義

- 食品：すべての飲食物（薬事法に規定する医薬品、医薬部外品を除く）
- 食品等：食品、添加物、器具、容器包装及び食品の原料又は材料として生産される農林水産物
- 生産資材：農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれのある資材
- 食品関連事業者：府内に施設又は場所を有し、食品等及び生産資材の生産、製造、輸入、販売その他の事業活動を営むもの
- リスクコミュニケーション：食品の安全性についての科学的評価やそれに基づいて行われる施策について、関係者相互間の情報及び意見の交換をすること

## 3 基本理念及び関係者の責務と役割

### (1) 基本理念

食の安全・安心を確保するための基本理念を次のとおりとします。

- 食品の安全性を確保するため、生産から消費にいたる全ての段階で必要な取組が行われなければならない。
- 科学的な知見に基づき、食品による健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。
- リスクコミュニケーションの推進により、食の安全・安心の確保が図られなければならない。

### (2) 関係者の責務と役割

#### ① 府の責務

- 基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保のための総合的かつ計画的な施策を実施する。
- 施策の実施にあたっては、国や他の地方公共団体との連携を図る。

## ② 食品関連事業者の責務

- 関係法令を遵守することはもちろん、基本理念にのっとり、自らが食の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して事業活動を行う。
- 基本理念にのっとり、自らが取り扱う食品等又は生産資材に関して、安全性に係る情報を積極的に提供することに努める。
- 府の実施する施策に協力する。

## ③ 府民の役割

- 食品等の安全性に関する知識と理解を深めるように努める。
- 基本理念にのっとり、食の安全・安心推進に関する府の施策について意見を表明し、協力する。

# 4 食の安全・安心を推進するための基本的な取組

## (1) 食の安全・安心推進計画の策定、公表

- 府は、食の安全・安心の確保に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、有識者、食品関連事業者、府民の意見を聴いて推進計画を策定し、公表します。
- 府は、食の安全・安心を推進するために講じた施策の実施状況を毎年公表します。

## (2) 食品等の監視、指導及び検査の徹底

- 府は、食品等の生産から販売に至る各段階において、安全性を確保するために関係法令に基づき必要な措置を講じます。

## (3) 食品等の表示の適正化の推進

- 府は、食品等の適正な表示を確保するため、食品関連事業者に対する監視指導や制度の普及啓発など必要な施策を実施します。

(4) リスクコミュニケーションの推進

- 府は、食の安全・安心の確保に関して、府民や食品関連事業者、有識者及び関係行政機関との情報交換並びに意見の相互交流の促進を図るため、必要な取組を行います。

(5) 情報の収集及び提供

- 府は、食品等の安全性に関する最新情報の収集や整理、分析等を行い、府民及び食品関連事業者に積極的に情報提供を行います。

(6) 食育等による知識の普及啓発

- 府は、食の安全・安心の確保に資するため、府民及び食品関連事業者に対し、食の安全・安心の確保等に関する知識の普及啓発や正しい知識を学習できる場の提供などに努めます。また、食育の取組を通じて、食の安全・安心への意識の向上を図ります。

(7) 事業者による自主的な取組の促進

- 府は、食品関連事業者が食の安全・安心の確保に関して自主的に実施する活動を支援するため、情報の提供及び助言その他必要な取組を行います。

(8) 調査研究の推進

- 府は、食品等の安全性に関する各種調査・研究や食品等の試験・検査に関する研究及び技術開発を推進します。

(9) 環境への配慮

- 府、食品関連事業者及び府民は、食の安全・安心の確保に関する取組を推進するに当たっては、その取組が環境に及ぼす影響について配慮するものとします。

(10) 認証制度、顕彰制度等

- 府は、食品等の安全性確保に積極的に取組み、食の安全・安心の推進に寄与する者が、一定の要件又は基準を満たす場合には、認証または顕彰することが出来るものとし、併せて、かかる民間の取組を支援します。

5 健康への悪影響の未然防止又は被害の拡大防止に関する取組

(1) 情報の公表による被害の拡大防止

- 府は、食品等によると考えられる重大な健康被害が発生した場合で、その食品等と健康被害に一定の蓋然性\*があると考えられる場合は、必要に応じて専門家の意見を聴き、早期にその情報を公表します。

\*この場合の「蓋然性」とは、科学的に因果関係が明らかではないが、状況から見た可能性のこと

(2) 自主回収報告制度

- 府内に事業活動の拠点を置く食品関連事業者は、その製造、輸入、販売等を行った食品等が食品衛生法違反あるいはその疑いがあり、自主的な回収に着手したときは、府に報告するものとし、
- 府は、その回収報告の情報を府民に公表します。

(3) 緊急時の体制整備

- 府は、食品等により人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態が生じた場合に緊急かつ適切に対処するため、関係機関との連携を強化する等、必要な体制の整備を図ります。

(4) 生産段階に適用される関係法令の遵守等

- 府は、生産段階に適用される関係法令に違反あるいはその疑いがあることが判明した府内流通食品に関し、生産部門を所管する関係機関に通知することにより、再発防止に努めます。

## 6 大阪府食の安全・安心推進協議会（仮称）

- 大阪府における食の安全・安心の推進に関する事項について意見を聴くため、大阪府食の安全・安心推進協議会（以下「協議会」という。）を置きます。
- 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べます。
  - ・ 食の安全・安心推進計画に関すること
  - ・ 食の安全・安心に係る重要な課題に関すること
- 協議会委員は、有識者、食品関連事業者、府民の内から、知事が委嘱します。

大阪府食の安全・安心推進条例（仮称）案の骨子に対するご意見

連絡先	氏名または団体名	
	住所または所在地	〒 -
	電話番号（携帯電話の番号でも可）	
	電子メールアドレス（お持ちの場合）	
該当項目	該当する項目の を黒く塗りつぶしてください。（ 印から 印に変更してください。）	
	該 当 項 目	該当ページ
	1 条例制定の背景と意義など	
	2 目的及び定義	
	3 基本的理念及び関係者の責務と役割	
	4 食の安全・安心を推進するための基本的な取組	
	5 健康への悪影響の未然防止又は被害の拡大防止に関する取組	
	6 大阪府食の安全・安心推進協議会（仮称）	
その他		
ご意見の内容	* ご意見を公表してもいいですか？ 公表可 公表不可	
	該当する項目の を黒く塗りつぶしてください。（ 印から 印に変更してください。）	

（ 締 切 ）平成18年11月30日（木）必着（郵送の場合は30日の消印有効）  
 （ 送付先 ）〒540-8570（住所不要）大阪府健康福祉部食の安全推進課 流通監視グループ  
 FAX 06-6942-3910  
 電子メール shokunoanzen@sbox.pref.osaka.lg.jp